

公立大学法人九州歯科大学職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する規程

法人規程第 9号

平成21年11月30日

(期末手当の額の特例)

第1条 公立大学法人九州歯科大学職員給与規程（平成18年法人規程第14号。以下「給与規程」という。）第2条に規定する職員の平成21年12月に支給される期末手当の額については、給与規程第26条第2項、第30条第1項から3項まで、第5項及び第7項の規定にかかわらず、別に規程で定める。

(勤勉手当の額の特例)

第2条 給与規程第2条に規定する職員の平成21年12月に支給される勤勉手当の額については、給与規程第29条第2項、第30条第1項の規定にかかわらず、別に規程で定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。